

壱岐市ウェブページ広告掲載基準

(広告掲載の位置)

第1条 広告掲載する市ウェブページ及び位置は、壱岐市トップページ内の広告欄3枠とする。

(リンク先の設定)

第2条 ウェブ広告には、広告主のウェブページのURLをリンク先として設定する。ただし、次に掲げるウェブページは、リンク先として指定できないものとする。

- (1) 壱岐市広告掲載基準に適合していないウェブページ
- (2) ウェブ広告と内容が対応していないウェブページ
- (3) 主に外部のウェブサイトへのリンクで構成されているウェブページ。ただし、地域情報等をテーマにした情報ウェブページで、営利を目的としていないものは、この限りでない。

(広告主の表示)

第3条 ウェブ広告は、広告主の名称、店名等を表示しなければならない。

(広告掲示しないウェブ広告)

第4条 次に掲げるウェブ広告は、閲覧者が市の情報と混同する恐れがあるため、広告掲示しない。

- (1) 市ウェブページのコンテンツと酷似したウェブ広告
- (2) 閲覧者が市の事業と誤解しやすいウェブ広告

(バナー広告の代替文字)

第5条 バナー広告は、その代替文字に該当バナー広告に表示されている広告主の名称、店名等を決定する。

(バナー広告の表現の制限)

第6条 バナー広告は、その広告の画像に次に掲げる表現は使用できない。

- (1) 次に掲げる閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与える恐れがあるもの
 - ア 操作可能に見えるボタン、メニュー等
 - イ 入力可能に見えるテキストボックス等
 - ウ コンピューターの警告、注意等と間違っておそれのあるもの
- (2) 極端な色使いのもの又は文字が判読困難なもの
- (3) バナー広告に各種効果、修飾等を行うもの

2 GIFアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは、使用することができない。
- (2) バナー広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。

(3) その他画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする。

附 則

この基準は、平成21年12月1日から施行する。